

# ファイナンシャルコーナー

## ○年金生活の親に教えたい「年金生活者支援給付金」

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、年金を含めても所得が低い方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものです。

年金の少ない高齢者等に対し、今年の10月分から、一人あたり最高で月額5,000円の支援給付金が受け取れるようになります。年金は2ヵ月に1回振り込まれますので、初回の振込は10月、11月分の2ヵ月分が12月に振り込まれる予定です。財源は、消費税増税分の5,600億円が毎年充てられる予定です。

対象となるのは、世帯の全員が住民税非課税で、年金などの収入が年間約88万円以下の65歳以上の年金受給者ということになります。具体的には、住民税が世帯全員非課税で、前年の年金収入＋その他所得の合計額が老齢基礎年金の満額（約78万円）以下の方です。

注意が必要なのは、対象者全員が月額5,000円の支援給付金を受け取れるわけではない点です。つまり、支援給付金は老齢基礎年金の保険料の納付月数によって決まり、480ヵ月より少ない人は5,000円よりも少なくなります。

5,000円を受け取ることができるのは、保険料納付月数が480ヵ月ある方です。240ヵ月の方は2,500円（ $=5 \text{ 千円} \times 240 \div 480$ ）しか受け取ることができません。

上記に加えて、保険料免除期間がある方は、その月数に応じた金額が加算されます。具体的には、老齢基礎年金の満額 $\times$ （保険料免除期間 $\div 6 \div 480$ ） $\div 12$ で計算した金額になります。